

認可地縁団体制度のガイド

～行政区の法人化について～



小美玉市役所 市長公室 市民協働課

住 所：〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835

電 話：0299-48-1111（内線 1251）

メール：kyodo@city.omitama.lg.jp

目 次

I 制度の概要

- I-1 地縁による団体とは 3
- I-2 地縁による団体の法的位置付けと認可制度の目的 3

II 認可申請手続き

- II-1 申請できる団体 4
- II-2 認可の要件 4
- II-3 認可手続きの流れ 5
- II-4 認可申請時の提出書類 6

III 認可後の地縁団体

- III-1 認可地縁団体の性質 7
- III-2 地方自治法の規定による運営・取扱い 8
- III-3 税関係の手続き 9
- III-4 認可地縁団体への課税 9
- III-5 税に関する問合せ先 10
- III-6 不動産登記について 10
- III-7 告示事項（代表者・事務所等）の変更手続き 11
- III-8 規約の変更手続き 12
- III-9 告示事項証明書の発行について 13
- III-10 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について 13

IV 認可の取消と解散

| | |
|----------------|----|
| IV-1 認可の取消 | 14 |
| IV-2 認可地縁団体の解散 | 14 |

V 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

| | |
|---|----|
| V-1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは | 15 |
| V-2 申請の要件 | 15 |
| V-3 申請の流れ | 16 |
| V-4 地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに 足りる資料 | 17 |
| V-5 その他 | 18 |

I 制度の概要

I-1 地縁による団体とは

「地縁による団体」とは、良好な地域社会の維持・形成を目的とし、一定区域に住む住民の自主性により組織された行政区のことを指します。

I-2 地縁による団体の法的位置付けと認可制度の目的

地縁による団体は法律上、「任意団体」「権利能力なき社団」と位置づけられおり、不動産等の資産を団体名義で登記することができませんでした。

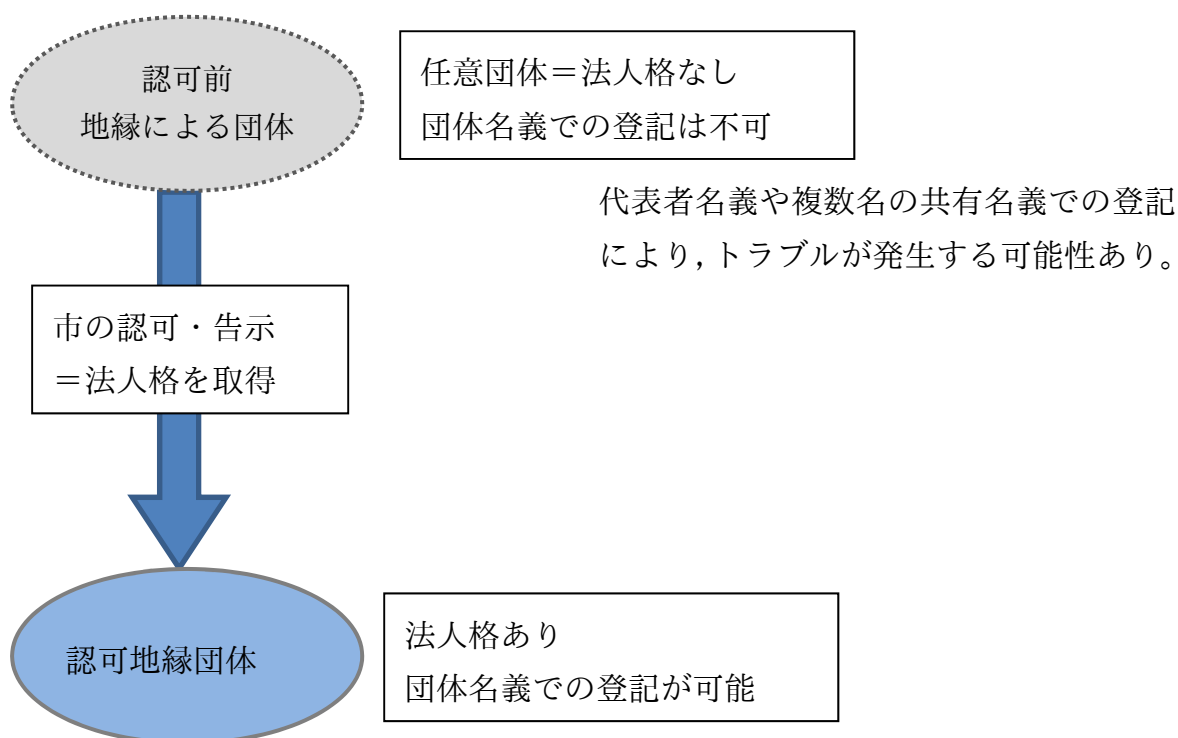
このため、かつては「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」で登記を行うほかなく、資産管理の面で、次のような問題が生じる恐れがありました。

□代表者個人名義・複数人名義での登記により発生する問題

- ・名義人の債権者が不動産を差押えてしまった。
- ・登記名義人の死亡後、相続人との間で所有権をめぐるトラブルが生じた。
- ・複数名名義で登記したが、死亡により相続人が不明になってしまった。

こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、地縁による団体が一定の手続きを行い市の認可・告示を受けることで、法人格を取得することが可能となり、団体名義での資産登記ができるようになりました。市の認可により法人格を得た地縁団体を「認可地縁団体」といいます。

なお、NPO法人等と異なり、法人としての登記は必要ありません（登記に代わるものが告示になります）。



II 認可申請手続き

II-1 申請できる団体

制度の対象となる団体は区域の全住民が加入することのできる行政区等に限られます。次のような団体は地縁による団体に該当しないため、申請を行うことはできません。

申請できない団体

- ・スポーツや趣味の同好会，伝統芸能保存会，環境保全団体
→特定の活動のみを目的とした団体であるため。
- ・老人会や青年会，婦人会 →住所以外に「年齢」「性別」が加入要件となるため。
- ・マンションの管理組合 →「区分所有者」であることが加入条件となるため。

また，制度の目的上，団体が不動産又は不動産に関する権利等(※)を「保有している」もしくは「近い将来確実に保有する予定」であることが申請の前提となります。

「不動産又は不動産に関する権利等」とは

- ①土地・建物の権利（所有権，地上権，永小作権，地役権，先取特権，質権，賃借権，採石権）
- ②立木に関する法律に規定される「立木」の「所有権」，「抵当権」
- ③登録を要する金融資産（国債，地方債，社債）

II-2 認可の要件

以下の4項目が認可の要件となります。なお，認可の後にこれらの要件を充たさなくなった団体は，認可取消しとなります。

項目要件

目的：良好な地域社会の維持，形成のための地域的な共同活動（住民相互の連絡，環境整備，集会施設の管理など）を目的とし，実際に行っていること。

区域：団体の区域が安定的であり，客観的に明確であること。

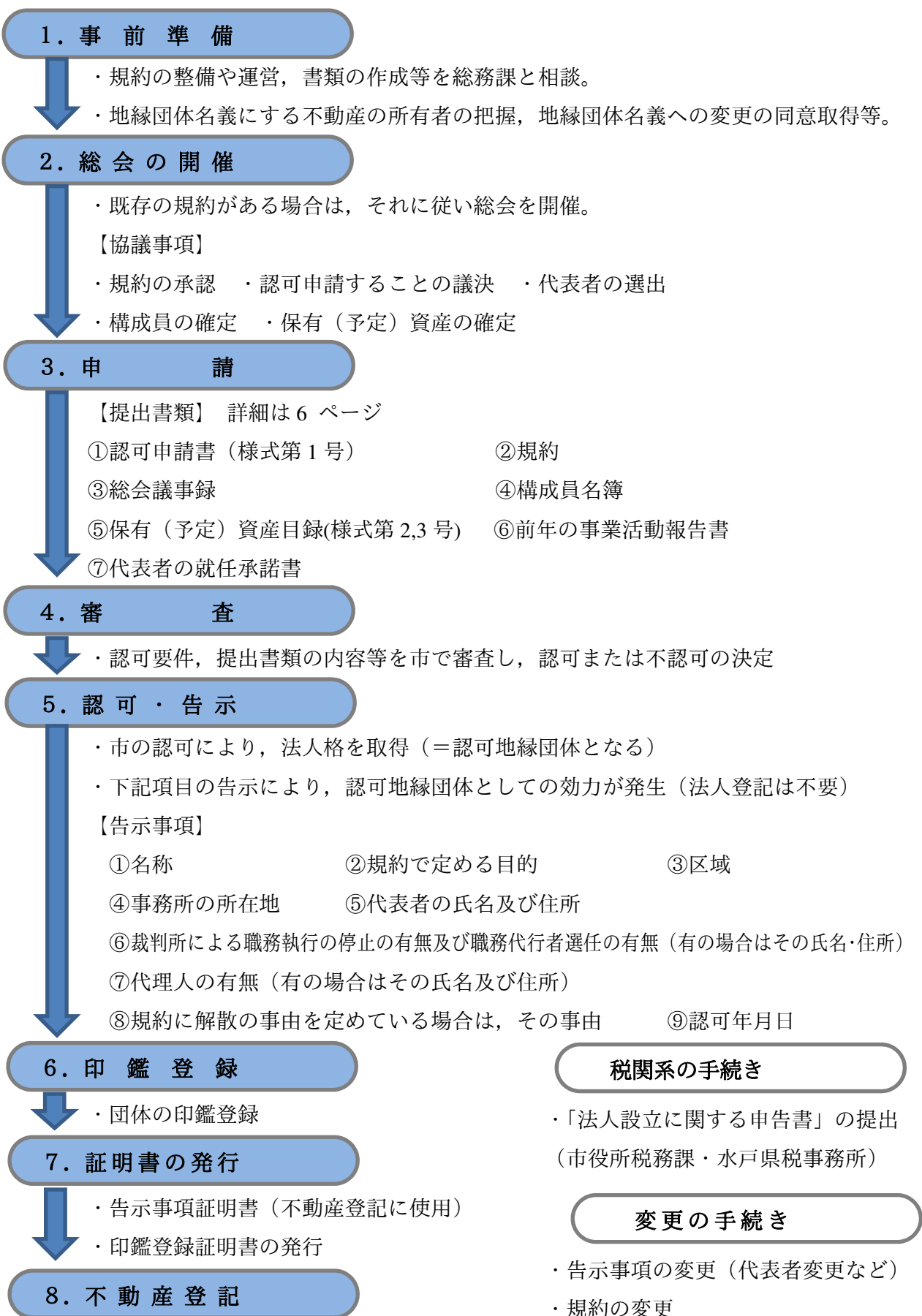
構成員：区域の全住民に構成員となる資格があり，実際に相当数の住民が加入していること。

規約：地方自治法に沿った規約を定めていること。

※ 詳細については5頁及び「認可地縁団体規約例」を参照。

※ また，認可以後は地方自治法の規定に沿った運営(8ページ参照)が必要であることから，団体としての基盤が整備されていることが必要です。

II-3 認可手続きの流れ



II-4 認可申請時の提出書類

申請には、(1)～(7)の提出が必要となります。事前に市民協働課までご相談下さい。

(1) 認可申請書(様式第1号)

- ・申請者(=代表者)の署名捺印がされていること。

(2) 規約

- ・地方自治法第260条の2第3項に従い、以下の事項が記載された規約であること。

| 必須項目 | 内 容 |
|--------------|---|
| ①目 的 | 良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動(住民相互の連絡、環境整備、集会施設の管理など)を目的に定めていること。 |
| ②名 称 | 団体の正式名称を記載。特に制限なし。 |
| ③区 域 | 客観的に明確であること。字や地番のほか、河川や道路等による記載も可。 |
| ④事務所の 所在地 | 団体の所在地。地番による記載のほか、「代表者の自宅に置く」、 「〇〇集会所に置く」等の記載も可 |
| ⑤構成員の資格 | 「区域内に住む全ての個人」が加入可能であり、その他の加入条件を設けていないこと。 |
| ⑥代表者について | 代表者の1名の設置とその職務を定めていること。 |
| ⑦会議について | 通常総会や臨時総会、役員会の開催方法を定めていること。 |
| ⑧資産について | すべての積極的財産の構成と管理方法を定めていること。 |

(3) 総会議事録

- ・以下の事項が記載された総会議事録の写し。

- ①新規約の承認
- ②認可申請することの議決
- ③代表者の選出(申請者が代表者に選出されていること)
- ④構成員の確定
- ⑤保有(予定)資産の確定

- ・議長1名、議事録署名人2名の署名捺印がされていること。

(4) 構成員名簿

- ・すべての構成員の「氏名」「住所」が記載されていること。

(5) 保有資産目録(様式第2号)または保有予定資産目録(様式第3号)

- ・「保有」または「確実に保有を予定」している「不動産又は不動産に関する権利」を記載。

(6) 前年度事業報告書

- ・実際に良好な活動を行っていることが分かる書類。総会で承認された事業報告書の写し。

(7) 代表者の就任承諾書

- ・代表者(=申請者)の署名捺印がされていること。

Ⅲ 認可後の地縁団体

Ⅲ-1 認可地縁団体の性質

認可の有無に関わらず、地縁による団体の根本的な性格は「住民の自発的意思に基づく団体」ですが、認可地縁団体は法人格を取得しているという点で法的位置付けが変わり、権利能力を有することとなります。また、それと同時に認可を受けた団体として義務が発生します。

○認可を受けたことによる権利

- ・ 団体名義での資産登記

不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。

これにより、「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」での登記に起因するトラブルを防止することができます。

但し、登記には費用（登録免許税、司法書士に依頼した場合の報酬等）掛かります。

- ・ 団体名義での法律行為

法人格の取得により、目的（地域的な共同活動）の範囲内において、団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。

○認可を受けたことによる義務

- ・ 地方自治法の規定による運営・取扱い

認可地縁団体の運営・取扱いについて、その一部が地方自治法で定められています。

→詳細は 8 ページ

- ・ 税関係の手続きと納税義務

認可後に県税事務所、市役所税務課に法人の設立届を提出することとなります。

また、法人として納税の義務を負います。

収益事業を行わない団体は、登録免許税を除き減免となる場合があります。

→詳細は 9～10 ページ

- ・ 変更の手続き

団体の規約、告示事項（代表者や事務所等）が変更になった場合には、市への届出が必要です。

それぞれ市の認可、告示により変更内容が対外的に有効となります。

→詳細は 11～12 ページ

Ⅲ-2 地方自治法の規定による運営・取扱い

○団体の独立性 【法第 260 条の 2 第 6 項】

認可により行政機関の一部となることや、市の監督下に置かれることはありません。
地縁による団体は認可の有無に関わらず、「住民の自発的意思に基づく団体」です。

○構成員について 【法第 260 条の 2 第 7 項～8 項】

正当な理由なく、（その者が加入することで団体の目的・活動が著しく阻害される等）を除き、住民の加入を拒むことはできません。

また、構成員に対する不当な差別扱いも禁止されています。

○政治的中立 【法第 260 条の 2 第 9 項】

認可地縁団体を特定政党のために利用することは禁止されています。

○代表者の行為についての損害賠償責任 【法第 260 条の 2 第 15 項】

認可地縁団体は、代表者が職務を行う上で他人に損害を与えてしまった場合、賠償する責任を負います。

○財産目録の作成 【法第 260 条の 4】

認可申請時と年度終了時に財産目録を作成し、事務所に備置しなければなりません。

○構成員名簿の更新 【法第 260 条の 4 第 2 項】

構成員名簿を備置し、変更がある場合は更新しなければなりません。

○総会について 【法第 260 条の 13～法第 260 条の 19】

- ・年 1 回以上の通常総会と、一定数の構成員から請求があった場合には臨時総会を開催しなければならない。
- ・総会の開催の遅くとも 5 日前までに、会議の目的を示して周知しなければならない。
- ・規約で代表者や役員に委任したものを除き、団体の事務にはすべて総会の決議が必要。
- ・構成員の表決権は平等とすること。
- ・団体と特定の構成員との関係を議決する場合には、その構成員は表決権を有さない。

○代表者について 【法第 260 条の 5～法第 260 条の 10】

- ・1 人の代表者を置くこと。
- ・代表者は団体のすべての事務について代表権を有する。ただし、規約・総会の決議に反することはできない。
- ・団体と代表者の利害が相反する場合は、代表権を有さない。

III-3 税関係の手続き

認可を受けた地縁団体は、下記の書類を速やかに提出しなければなりません。

| 提出先 | 提出書類 | |
|---------------|---------------------------|---------------------------------------|
| | 収益事業を行わない場合 | 収益事業を行う場合 |
| 水戸税務署 | — | ・法人設立届出書 ・収益事業開始届出書 (収益事業開始の届出) |
| 水戸県税事務所 | ・法人の設立等に関する申告書 (設立の届出) | ・法人の設立等に関する申告書 (収益事業開始の届出) |
| 小美玉市役所 税務課 | ・法人の設立等に関する申告書 (設立の届出) | ・法人の設立等に関する申告書 (収益事業開始の届出) |

※設立の届出の際に県税事務所，市税務課に提出する書類として，申告書のほか，認可書の写し，規約の写しが必要です。また，書類に押印する印鑑は団体の印鑑になります。
収益事業開始の届出時に必要な書類等は，各機関にお問合わせください。

III-4 認可地縁団体への課税

認可地縁団体は下表のとおり納税の義務を負います。ただし、「税目」や「収益事業の状況」(固定資産税については，その不動産の用途)によって減免措置が適用となる場合があります。

※地縁団体の「収益事業」の範囲については「法人税基本通達第15章」で定められています。

個々の事例が収益事業に該当するかについては，水戸税務署までお問合わせください。

| 税目 | | 認可前 | | 認可後 | |
|----|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|-------------------|
| | | 収益事業を行わない場合 | 収益事業を行う場合 | 収益事業を行わない場合 | 収益事業を行う場合 |
| 国税 | 法人税 | 非課税 | 課税 | 非課税 | 課税 |
| | 登録免許税 (登記の際) | 団体名義での 資産登記不可。 | 団体名義での 資産登記不可。 | 課税 | 課税 |
| 県税 | 法人県民税 | 非課税 | 法人税割：課税 均等割：課税 | 法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり | 法人税割：課税 均等割：課税 |
| | 法人事業税 | 非課税 | 課税 | 非課税 | 課税 |
| | 不動産取得税 | 課税 ※減免措置あり | 課税 | 課税 ※減免措置あり | 課税 |
| 市税 | 法人市民税 | 非課税 | 法人税割：課税 均等割：課税 | 法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり | 法人税割：課税 均等割：課税 |
| | 固定資産税 | 課税 ※減免措置あり | 課税 ※減免措置あり | 課税 ※減免措置あり | 課税 ※減免措置あり |

Ⅲ-5 税に関する問合せ先

税額や減免措置、必要書類等についての詳細は、各担当機関にお問い合わせ下さい。

| 機関名 | 取扱税目 | 連絡先 |
|-----------------|--------------------------|---|
| 水戸税務署 | 法人税 | 住所：〒310-0061 茨城県水戸市北見町 1-17 電話：029-231-4211 |
| 水戸地方法務局 土浦支局 | 登録免許税 | 住所：〒300-0812 茨城県土浦市下高津 1 丁目 12 番 9 号 電話：029-821-0783 |
| 水戸県税事務所 | 法人県民税 法人事業税 不動産取得税 | 住所：〒310-0802 茨城県水戸市柵町 1-3-1 電話：029-221-4800 |
| 小美玉市役所 税務課 | 法人市民税 固定資産税 | 住所：〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835 電話：0299-48-1111（代表） |

※ 税金等に関する届出書類等が送付されることがありますので、集会施設を事務所と
している場合には、書類の送付先を代表者宅宛にする手続きを行ってください。

Ⅲ-6 不動産登記について

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、法務局（水戸地方法務局
土浦支局）での手続きが必要です。

登記に際しては、市役所が発行する「告示事項証明書」「印鑑登録証明書」のほか、法務局が
定める必要書類の提出が必要です。詳細については、法務局にご確認下さい。

なお、登記の際には、「固定資産評価額×1000分の20」で算出した登録免許税がかかります。
固定資産評価額については、固定資産評価証明書により確認いただくこととなりますが、証明書
発行に際しては、事前に市役所税務課に確認をお願いします。

※土地の所有者以外の方が固定資産評価証明書を請求する場合、委任状もしくは所有者の相続人で
あることを証明できる書類（所有者が亡くなっている場合。市外の方のみ）が必要です。

水戸地方法務局土浦支局

住所：〒300-0812

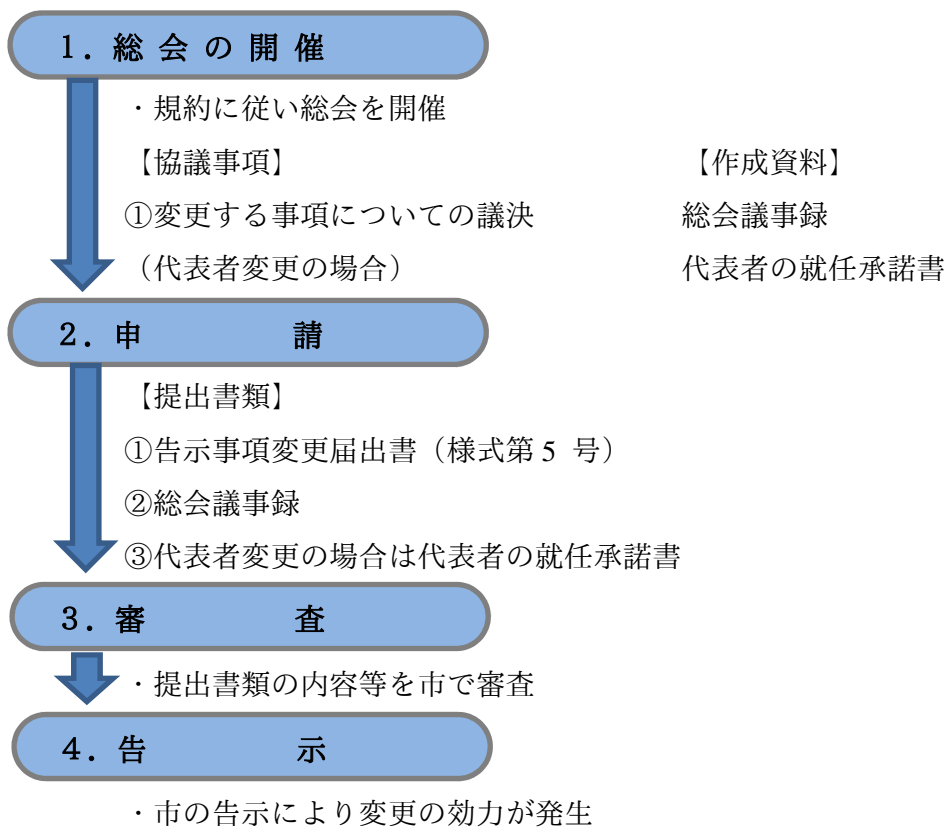
茨城県土浦市下高津 1 丁目 12 番 9 号

電話：029-821-0783

Ⅲ-7 告示事項（代表者・事務所等）の変更手続き

認可地縁団体は、代表者や事務所の所在地をはじめとする「告示事項」の内容に変更が生じた場合、市に届け出を行わなければなりません。なお、変更事項は市の告示により対外的に有効となります。

| | | |
|---|-------------|--------|
| 【告示事項】 | | |
| ①名称 | ②規約で定める目的 | ③区域 |
| ④事務所の所在地 | ⑤代表者の氏名及び住所 | |
| ⑥裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者選任の有無(有の場合はその氏名・住所) | | |
| ⑦代理人の有無（有の場合はその氏名及び住所） | | |
| ⑧規約に解散の事由を定めている場合は、その事由 | | ⑨認可年月日 |

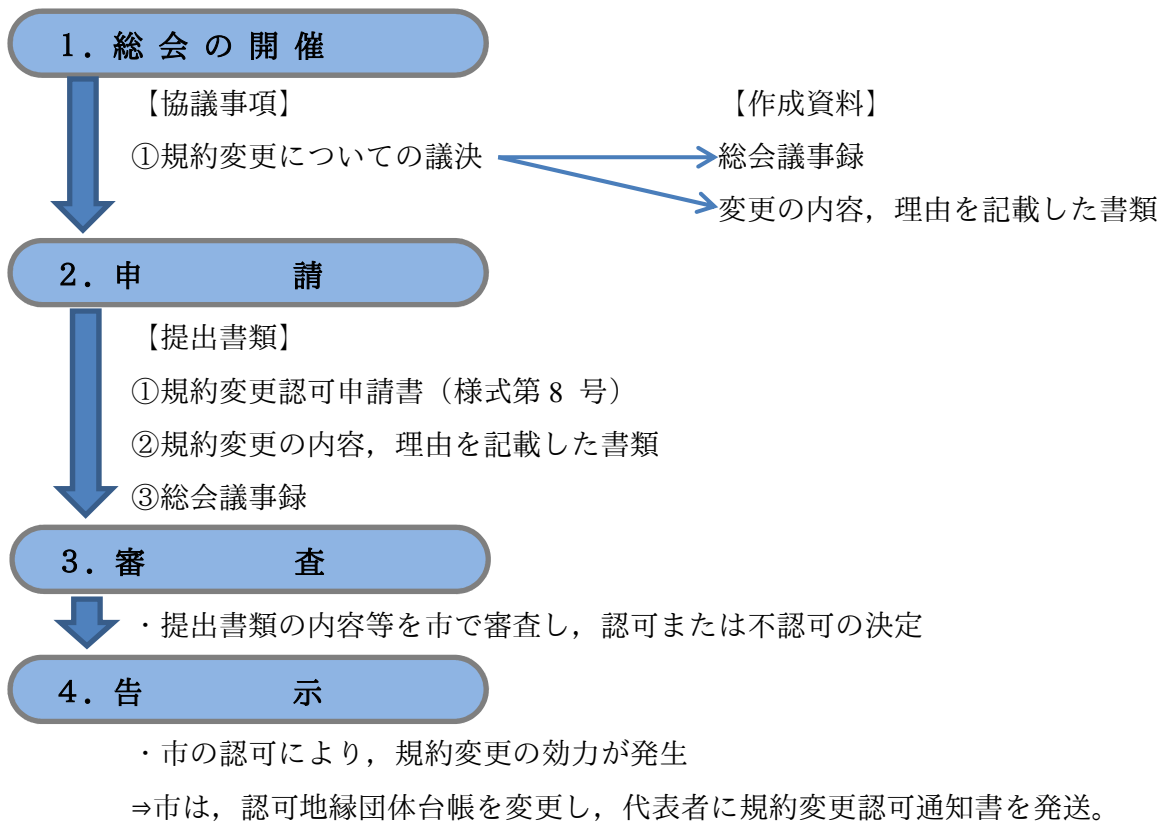


※ 代表者の変更について

認可地縁団体の代表者と自治区長が同じ場合でも、代表者が変更となった場合には、それぞれ変更の届け出を行う必要があります。

Ⅲ-8 規約の変更手続き

団体の規約を改正する場合にも、市に届け出を行う必要があります。なお、改正後の規約は、市の認可により対外的に有効となります。



Ⅲ-9 告示事項証明書の発行について

不動産登記等の際には、告示事項証明書が必要です。

| 項 目 | 受付窓口 | 手 数 料 | 必要なもの |
|----------------|-------|------------------|--|
| 告示事項証明書 の発行 | 市民協働課 | 300円(会計課 で会計) | ・告示事項証明書交付請求書(様式第7号) ・代表者または団体の印鑑 ・代表者の身分証明書 |

※ 発行までに少々お時間がかかります。事前に市民協働課までお電話下さい。

Ⅲ-10 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について

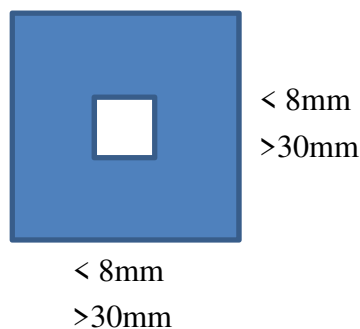
(1) 認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。印鑑登録関係及び証明書の発行に関する手続きは以下のとおりです。

| 項 目 | 手数料 | 受付窓口 | 必要なもの |
|-------------------------------------|------|-------------------------|--|
| 団体の印鑑登録 | 無料 | 小美玉市役所 市長公室 市民協働課 | ・認可地縁団体印鑑登録申請書 ・代表者の登録印鑑 ・登録予定の団体の印鑑 ・代表者の身分証明書 |
| 印鑑登録内容の変更 | | | |
| 印鑑登録の廃止 ※ 団体解散の場合は、 市の職権で登録抹消 | | | |
| 印鑑登録証明書の発行 | 300円 | | |

(2) 登録できない印鑑

以下の印鑑は登録できません。

- ① ゴム印等の変形しやすいもの
- ② 印影の大きさが、8mm四方より小さいもの
- ③ 印影の大きさが、30mm四方より大きいもの
- ④ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ⑤ その他市が不相当とするもの



IV 認可の取消と解散

IV-1 認可の取消

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、認可の取消となります。

- ①認可要件を充たさなくなった場合
 - ・活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
 - ・団体が相当期間活動していない場合
 - ・住民の加入を、正当な理由なく拒否した場合
 - ・構成員が多数脱退し、「相当数の住民」の加入が認められなくなった場合
- ②不正な手段により認可を受けたとき

IV-2 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、認可地縁団体は解散となります。

- ①規約で定めた解散事由の発生
- ②破産手続開始の決定
- ③認可の取消
- ④総会において、規約で定めた定数の会員の賛成で、解散することが決議されたとき
- ⑤構成員が「相当数」に充たなくなった場合

※ 破産、解散及び清算については、裁判所の監督下で手続を進めることとなります。

V 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

V-1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が、既に亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

そのため、平成27年4月1日より、地方自治法が改正され、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

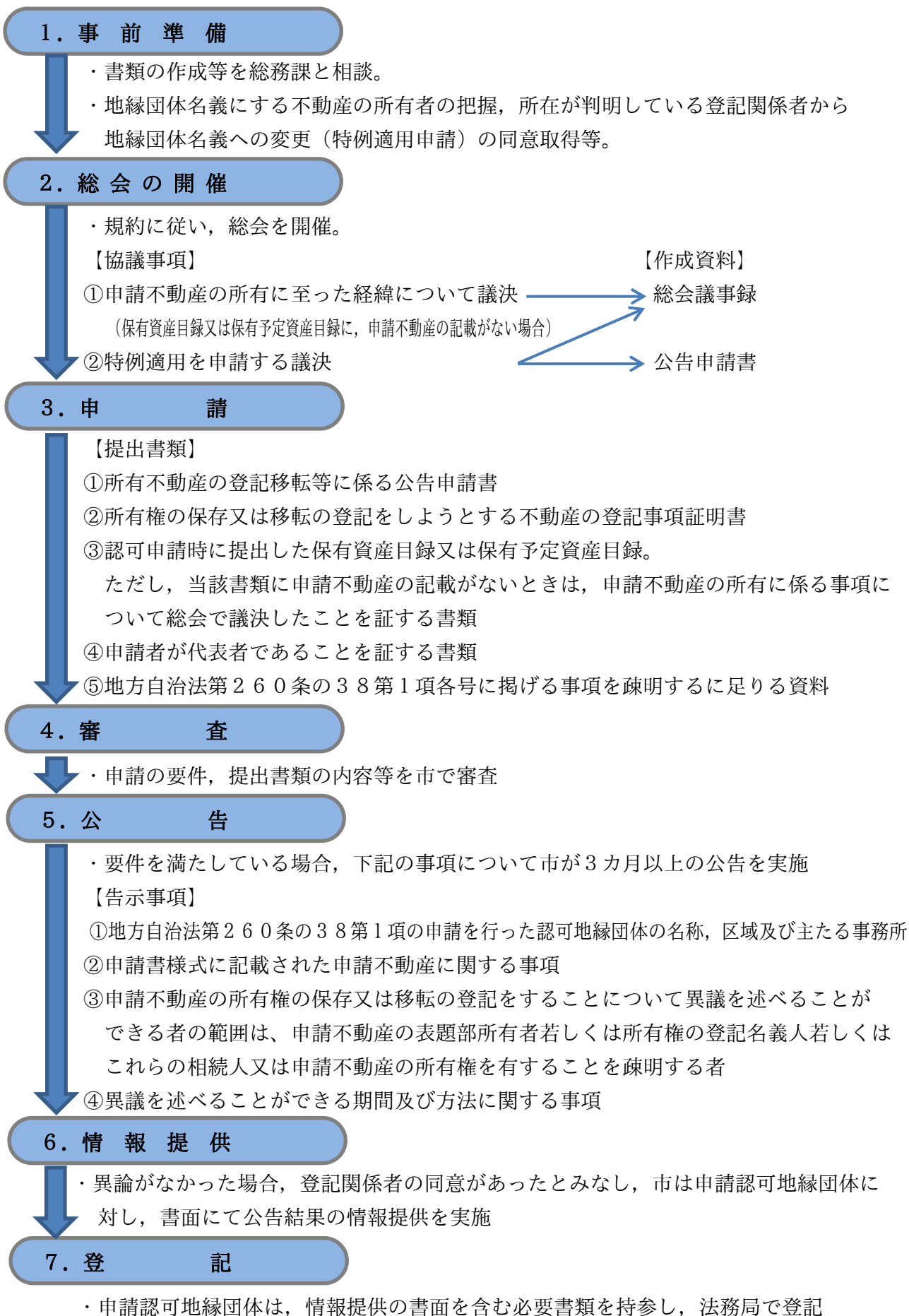
なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

V-2 申請の要件

下記の全ての要件を満たしている必要があります。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

V-3 申請の流れ



V-4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

①申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等

② ①のほか、

- ・ 公共料金の支払領収証
- ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・ 旧土地台帳の写し
- ・ 固定資産税の納税証明書
- ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

③ ②の資料が入手困難な場合、入手困難な理由書を提出するほか、

- ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
- ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

①下記の書類

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 市区町村が保有する地縁団体台帳
- ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等

② ①の資料が入手困難な場合には、入手困難な理由書を提出するほか、

- ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

(4) 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在がしれないこと

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在住証明書）
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※なお、全部または一部の所在が知れなしことは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するにあたっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

V-5 その他

当該特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。